

公益社団法人長野県社会福祉士会諸規程等の作成及び管理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人長野県社会福祉士会（以下「本会」という。）における規則・規程・細則・要綱・内規（以下「諸規程」という。）の作成、管理その他の基本事項を定め、諸規程の形式、用語を統一し、業務の合理化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本会の組織及び業務の運営に関して文書によって定めたもののうち、名称等に関する用語を次のように定義する。

(1) 規則

本会の組織及び業務の運営の基本を定め、長期にわたり継続的、普遍的に効力を有するもので、原則として根本規定である定款から委任されたもののうち、制定・改廃に総会の議決を得る必要のあるものをいう。

(2) 規程

本会の組織及び業務の運営の基本を定め、長期にわたり継続的、普遍的に効力を有するもので、原則として根本規定である定款から委任されたもののうち、制定・改廃に理事会の議決を得る必要のあるものをいう。

(3) 細則

規則・規程に定められた事項について、さらに詳細な内容を定めたもので継続的、普遍的に効力を有するものをいう。

(4) 要綱

特定の業務、部署及びその関連部署における事務手続きなどについて定めたものをいう。

(5) 内規

本会の運営等に関し、一貫性や合理性等の確保を目的として、本会としての大まかな方針や、標準的な取り扱いを示すものをいう。

(制定・改廃)

第3条 諸規程の制定・改廃は次に定める原則に従うものとする。

- (1) 規則 総会の議決を得なければならない。
- (2) 規程 理事会の議決を得なければならない。
- (3) 細則 理事会の議決を得なければならない。
- (4) 要綱 理事会の議決を得なければならない。
- (5) 内規 理事会の議決を得なければならない。

(作成基準)

第4条 諸規程の制定にあたっては次の点に留意するものとする。

- (1) 法令・定款に違反しないこと。
- (2) 上位諸規程に定められた事項について、さらに詳細な内容を定める目的で制定されるものについては、目的等の中に上位諸規程の関連条文等を引用するなど、その委任関係を明確にするよう

努めること。

- (3) わかりやすく正確な内容、文章とすること。

(公布・施行)

第5条 制定または改正された諸規程は、原則として会長が公布し、事務局長が施行手続きを行うものとする。

(効力)

第6条 諸規程の制定・改正は、当該諸規程に特段の規定がある場合を除いては、原則として施行の日をもって効力を生ずるものとする。

2 改正または廃止された諸規程は、新諸規程の施行日の前日をもって効力が消滅するものとする。

(公布の方法)

第7条 諸規程は、原則として本会広報紙及びホームページ等により公布し会員に周知するものとする。

(諸規程集)

第8条 公布された諸規程は、諸規程集に収録するものとする。

2 事務局長は、諸規程集の内容を整備し、常に最新の状態で維持管理しなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成28年 1月 1日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。